

共済組合の資格を喪失する方への

退職前後の手続きのご案内

退職(臨時講師等の任期終了を含む)すると、その翌日に共済組合員の資格を喪失するため、医療保険(健康保険)や年金に関する手続きを行っていただく必要があります。
退職前後の手続きや、制度は以下のとおりですので、必ず確認してください!

次のような方は、組合員資格が引き続きしますので退職時の手続き不要です!!

- 再任用フルタイム職員として引き続き勤務する方
- 臨時的任用職員(臨時講師や臨時事務職員等)として引き続き勤務する方
- 市町費支弁の任期付職員(フルタイム)として引き続き勤務する方

① 組合員証等の返納

退職日に組合員証や被扶養者証を所属所に返納してください。

資格喪失後に組合員証等を医療機関で使用した場合は、医療費の7割相当分を返還していただきます!



② 退職後の医療保険制度の選択と加入手続き

退職後はご自身の就労状況や家族構成などにより、必ずいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません!

退職後に加入すべき制度はどれなのか、2ページで確認してみましょう!!



③ 年金に関する手続き

退職時の手続きや、厚生年金の請求、国民年金の加入手続き等は4ページを確認してください。

年齢により退職時の手続きや年金の受給までの仕組みが異なります!



長期給付事業マスコット
「かめるん」

④ 貸付未償還元利金の退職手当から控除

公立学校共済組合から貸付けを受けている方で、

退職時に未償還元利金がある方は、退職手当から控除します。

手続きは不要です!



⑤ 組合員資格喪失後の給付金

資格喪失後でも、出産費、出産手当金、
傷病手当金、埋葬料が支給される場合があります。
支給要件は裏面を参照してください。



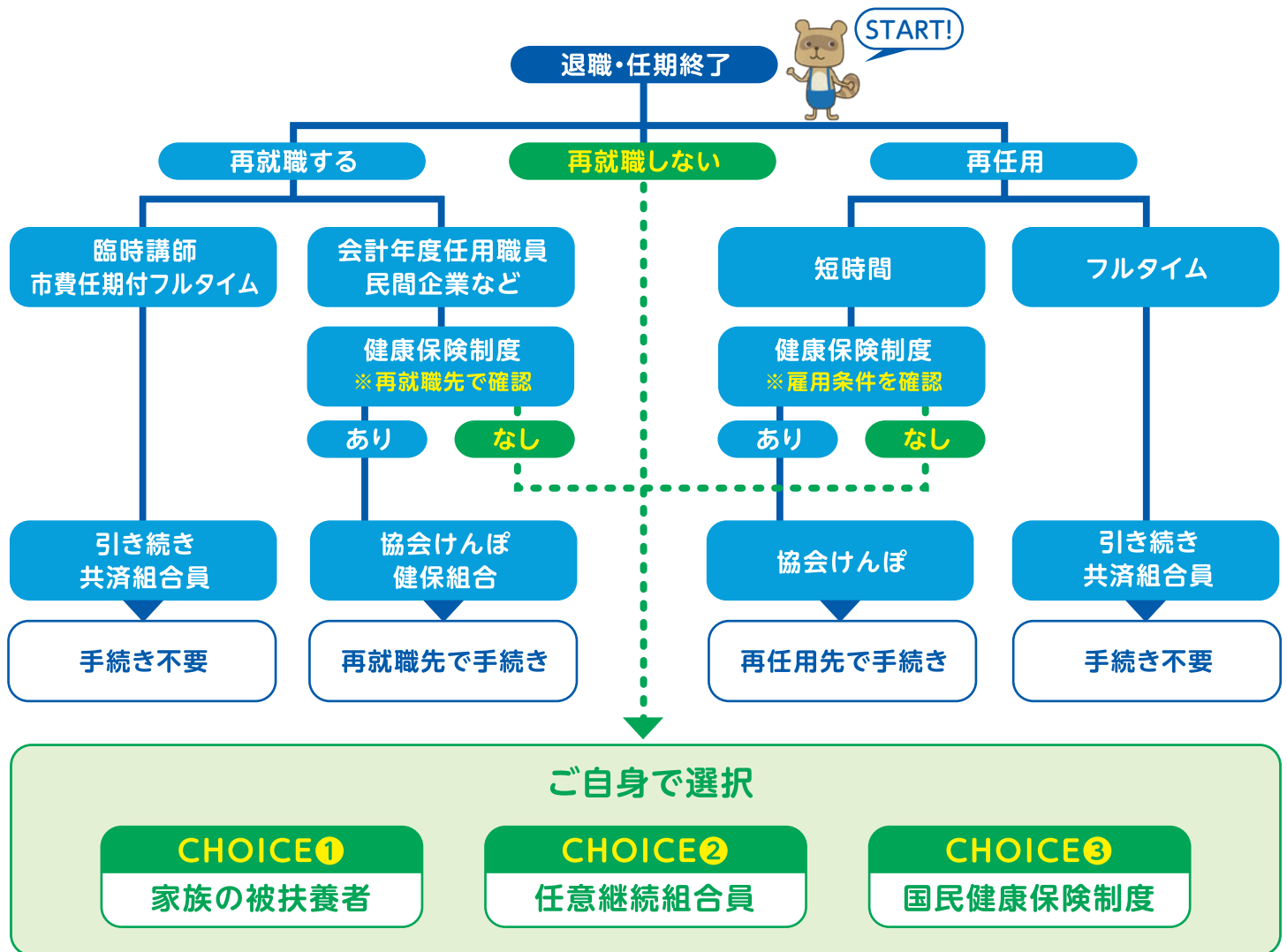
公立学校共済組合滋賀支部

TEL : 077-528-4554 Mail : kyufu@25shiga.kouritu.or.jp

ホームページ : <https://www.kouritu.or.jp/shiga/>



退職後の医療保険制度の選択



CHOICE①・②・③の選択方法

決め手▶ 家族(配偶者や子など)が加入する健康保険の「被扶養者」になれるか否か

会社員や公務員として勤務する家族がいる場合は、その家族の職場が健康保険組合に「被扶養者」に該当するか確認してください。

被扶養者に該当する場合

CHOICE①の手続きを行ってください。
保険料が無料または低額になり一番有利な制度になります。

CHOICE① 家族の被扶養者

被扶養者に該当しない場合

「任意継続組合員制度(CHOICE②)」か
「国民健康保険(CHOICE③)」のどちらかを選択

CHOICE② 任意継続組合員 **CHOICE③** 国民健康保険制度

選択する際の判断材料

▶ 保険料(掛金)がいくらになるか

任意継続組合員制度の保険料は当支部ホームページで試算ができます。国民健康保険の保険料は居住地の市区町村役場や支所の窓口で試算を依頼してください。
(保険料が同程度の場合は、医療給付が手厚い任意継続組合員制度を選択することをお勧めします。)

▶ 過去の退職者の傾向

退職後1年目は在職中の報酬が国民健康保険の保険料に反映され高額になるケースが多く、1年目は任意継続組合員制度を選択し、2年目から国民健康保険に変更される方が多いです。

退職後の医療保険制度の手続き



CHOICE① 家族の被扶養者

家族の被扶養者になるとき

保険料が無料または低額のため一番有利な制度になりますが、被扶養者の要件を満たす必要があります!!
要件は健康保険組合により異なりますが、年収が原則130万円(60歳以上、または公的年金を受給している者は上限が180万円になる場合あり)未満で、その家族との身分関係や生計維持関係(同居等)が認められれば、被扶養者になることができます。

手続きの方法 家族の職場(事業所)に届け出を行う。 ※期限や要件、必要書類を事前に必ず確認!!

CHOICE② 任意継続組合員

任意継続組合員制度に加入するとき

退職後、最長2年間を限度に一般組合員と同様の医療給付(休業給付を除く)および一部の福祉事業(特定健康診査、特定保健指導)を受けることができる制度です。
被扶養者についても在職中と同様に認定が可能で、追加の保険料也没有ありません。

加入条件

次の①、②の条件を満たすと加入できます。

- ①退職の日までに引き続き組合員期間が1年と1日以上ある。
- ②退職の日から起算して20日以内に共済組合に「任意継続組合員申出書」を提出し、掛金を払い込む。

手続きの流れ

「任意継続組合員申出書」を共済組合に提出

共済組合からご自宅宛てに掛金の振り込み通知

振込期限
(退職の日から起算して20日)までに掛金の払い込み

入金確認後、ご自宅宛てに任意継続組合員証を送付

掛金額

給与支給明細書の「標準報酬(短期・介護)」に記載された標準報酬月額を基に算定します。
事業主負担分がなくなるため、在職中より高額になります。

任意継続組合員に関するご案内(任意継続組合員申出書、掛金試算シートなど)は当支部ホームページの「こんなときガイド(退職するとき)」に掲載しておりますので、ご覧ください。

※年度末退職者については、2月頃に所属所へ加入案内を送付します。

CHOICE③ 国民健康保険制度

国民健康保険に加入するとき

CHOICE①に該当しない場合で、CHOICE②の任意継続組合員制度の掛金と比較して国民健康保険制度の方が安い場合に加入します。

手続きの方法

退職時の所属所に「退職証明書」の発行を依頼し、お住いの市区町村の窓口で加入手続きを行います。

年金に関する手続き



公的年金は原則65歳から支給開始です。
ただし、経過措置として右表の年齢から
特別支給の老齢厚生年金が支給されますので、
組合員資格喪失(退職)時の年齢や障害状態の有無により
手続き書類や、年金受給のまでの仕組みが異なります。

生年月日	支給開始年齢
昭和 28 年 4 月 1 日以前	60 歳
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	61 歳
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	64 歳

■ 組合員資格喪失(退職)時に年金支給開始年齢ではない方の手続き

年金支給開始年齢未満で退職される方は、退職時に「退職届書」を退職時の所属所に提出してもらうことにより、
将来の年金受給に備えた「年金待機者」になります。当共済組合の年金待機者登録処理の終了後(退職後1年以内)に、
公立学校共済組合本部より「年金待機者登録通知書」が送付されますので、大切に保管してください。
なお、年金支給開始年齢に到達する 2～3 か月前に年金請求書がご自宅に送付されます。

国民年金の加入について

退職時に20歳以上60歳未満の方はお住いの市区町村の窓口で国民年金の加入手続きを行ってください。
ただし、退職後に厚生年金保険(共済組合を含む)に加入する再就職をされる場合や
配偶者の被扶養者(国民年金第3号被保険者)になる場合は、市区町村の窓口での手続きは不要です。

■ 組合員資格喪失(退職)時にすでに老齢厚生年金を受給されている方の手続き

年金受給者が退職される時は、滋賀支部から組合員あてに送付する「年金改定請求書」を提出していただくことで、
退職までの組合員期間を反映し、年金額の改定、および在職支給停止解除を行います。
年金額の改定および在職支給停止の解除には4～6か月程度の時間を要します。
処理の完了後に公立学校共済組合本部から通知させていただくとともに、支払うべき年金を遡って支給します。

■ 障害厚生年金の請求について

在職中に初診日のある傷病により、障害等級に該当する障害状態になった場合、障害厚生年金が支給されます。
障害年金の請求には医師の診断書が必要となりますので、かかりつけの医師に相談の上、
手続きを希望される場合、資格給付係にお問い合わせください。
平成27年10月の被用者年金制度一元化により在職中の組合員についても、障害等級に該当する障害状態になった場合、
障害厚生年金が支給されますので、手続きを希望される場合は資格給付係にお問い合わせください。

組合員資格喪失後の給付金



組合員資格喪失後に共済組合から次の医療給付が支給される場合がありますので、
手続きを希望される場合は資格給付係にお問い合わせください。

- 出産費 …………… 1年以上組合員であった方が資格喪失後6か月以内に出産したとき
- 出産手当金 …………… 1年以上組合員であった方が産前産後休業期間中に組合員資格を喪失したとき
- 傷病手当金 …………… 1年以上組合員であった方が病気や負傷により勤務できなくなり退職した場合で、当該支給要件を
満たした場合に支給されます。
- 埋葬料 …………… 組合員であった方が資格喪失後3か月以内に死亡したとき